

地域包括支援センターを知っていますか？

地域包括支援センターは、介護や健康、医療などさまざまな面から、地域で暮らす高齢者の皆さんを支援するための拠点です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが協力して、皆さんを総合的に支援します。地域の行政機関、保健所、医療機関などとも連携しているので、安心して利用してください。

●相談や悩みに応えます

高齢者の皆さんや家族、地域の人からの介護・健康に関する相談や悩みに応え、情報の提供やサービスの紹介をします。認知症地域支援推進員に認知症や若年性認知症に関する相談もできます。

●虐待の不安などから権利を守ります

安心して日常生活を送れるよう、皆さんの権利を守ることに取り組みます。例えば、成年後見制度の紹介や虐待の早期発見、消費者被害の未然防止などに対応します。

4つの面から地域の皆さんを支えます

●自立して暮らせるよう支援します

生活の仕方や福祉・介護サービスの利用などに関して助言・紹介するなど、皆さんの今の状態に合った健康づくりや介護予防の手伝いをします。

●地域の連携・協力体制を支えます

住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、ケアマネジャーの指導・支援など、地域のさまざまな機関と連携・協力できる体制づくりに取り組みます。



リエイブルメントと一緒に取り組みましょう

体力などの衰えにより、できないことが増えて、やらなくなったり諦めてしまったりする人も多いのではないのでしょうか。リエイブルメントとは、「再びできるようになる」という意味です。

できなくなったことをサービスで補うのではなく、専門職のアドバイスを受けて再びできるようにし、いきいきとした自分らしい生活を取り戻すための取り組みも行っています。



支援が必要な人は担当の地域包括支援センターに連絡してください

地域	担当	ところ	問い合わせ
廿日市西部 (地御前・阿品・阿品台)	地域包括支援センター はつかいち西部	地御前1-3-28 廿日市市多世代サポートセンター2階	☎⑩9066
廿日市中部 (宮内・串戸・金剛寺・宮園・四季が丘)	地域包括支援センター はつかいち中部	宮内4286-1	☎⑩4580
廿日市東部 (佐方・廿日市・平良・原)	地域包括支援センター はつかいち東部	新宮1-13-1 山崎本社 みんなのあいプラザ3階	☎⑩9158
佐伯・吉和	地域包括支援センター さいき	津田1989 (佐伯支所内)	☎②2828
大野・宮島	地域包括支援センター おおの	大野1-1-1 (大野支所内)	☎⑤0251

吉和・宮島地域には地域包括支援センターへつなぐための高齢者総合相談窓口（ランチ）を設置しています

地域	高齢者総合相談窓口（ランチ）	ところ	問い合わせ
吉和	吉和支所市民福祉係	吉和1886-1	☎⑦2113
宮島	社会福祉法人いもせ聚楽会宮島事務所	宮島町960-2 (宮島福祉センター内)	☎④0250

介護保険サービス利用の流れ

問い合わせ 高齢介護課 ☎⑩9155

介護保険サービスは、65歳以上の人と、40歳から64歳の特定疾病患者が受けられる介護のサービスです。サービスを利用したいときには、利用する前に「どれくらいの介護が必要か」という認定を受ける「要介護認定」が必要です。認定の審査・判定には、約1カ月かかるので、早めに次のとおり申請し、サービスを利用してください。



要介護認定の 相談・申請

初めて要介護認定を申請するときは、まずは住んでいる地域の地域包括支援センターに相談してください。問い合わせ先は5ページを確認してください。

申請に必要なもの
○介護保険被保険者証（ピンク色）
※第2号被保険者（40～64歳で、特定疾病に該当する人）で新規申請の場合は不要
○健康保険被保険者証

審査・判定

保健・医療・福祉の専門家で構成する介護認定審査会で、認定調査結果と主治医意見書（※）をもとにどれくらいの介護が必要か審査・判定をします。

※市が、かかりつけの医師に申請者の病気や心身の状態に関する意見書の作成を依頼します

認定調査とは

市の認定調査員が訪問し、申請者や家族に心身の状態に関して聞き取り調査をすること

認定結果の 通知

「非該当」「要支援1～2」「要介護1～5」の区分に分けて認定され、申請者に「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が郵送で届きます。認定結果によって、受けられる介護保険サービスは異なります。

◆サービスの内容

「非該当」 の人	介護保険サービスの対象になりません。65歳以上の人で「基本チェックリスト（※1）」で生活機能の低下があると判断された場合、要支援1相当の介護予防・日常生活支援総合事業のサービス（※2）を利用できます。 （※1）生活機能に関する25項目の質問票 （※2）ホームヘルプサービスやデイサービスなど
「要支援1～2」 の人	介護予防サービスまたは介護予防・生活支援サービス（日常生活支援総合）事業を利用できます。地域包括支援センターまたは介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所に「介護予防サービス計画（予防プラン）」の作成を依頼してください。（※3） （※3）介護予防・生活支援サービスのみを利用する場合は、地域包括支援センターに作成を依頼してください
「要介護1～5」 の人	介護サービスが利用できます。 在宅サービスを利用する場合は、居宅介護支援事業所に「介護サービス計画（ケアプラン）」の作成を依頼してください。施設サービスを利用する場合は、施設に直接申し込んでください。

利用開始

「介護予防サービス計画」や「介護サービス計画」に沿ってサービスを利用してください。利用者は費用の1～3割を負担します。利用料が高額になったときは、払い戻される場合もあります。

※要介護認定には有効期間があり、有効期間満了日の60日前から更新申請をすることができます

※介護予防・日常生活支援総合事業の対象者には有効期間はありますが、計画の見直しなど、随時相談してください